

中山間地域総合整備事業（継続）

〔趣旨・目的〕

近年の厳しい農業情勢の中、特に土地利用型農業の生産性向上等が困難な中山間地域においては、地域の立地条件を生かした農業の確立と地域資源の効率的な利活用等を通じて、農業・農村の活性化を図ることが緊要である。

一方、国民の価値観やライフスタイルの多様化により、農村は食料供給の役割ばかりではなく、都市の多様なニーズに応える場として都市と農村を共生・対流する関係と位置付け、生活圏を基本的な単位として広域的な連携を視野に入れた新たなむらづくりの推進が必要となっている。

本事業は、このような農業の生産条件等が不利な地域の実情を踏まえ、中山間地域の活性化に意欲のある地域を対象として、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図ることにより、地域における定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全に資することを目的とする。

〔事業対象地域〕

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村。

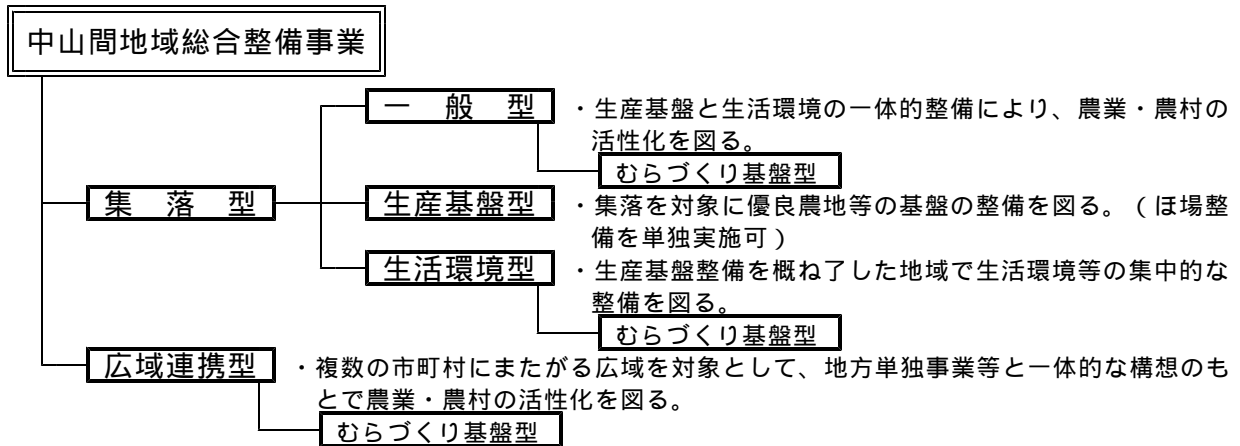
農業生産基盤整備を実施する地域にあっては、林野率50%以上かつ傾斜1/100以上の農用地の面積が当該地域の50%以上であること。

〔事業内容〕

市町村の自主的な農村振興基本計画等に基づく実施計画に従って、下欄1の農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業並びに2の農村生活環境整備事業等を適切に組み合わせた整備をメニュー方式により総合的に実施する。（但し、生産基盤型にあっては一定面積以上のほ場整備事業を含む下欄1の農業生産基盤整備事業のみを対象、生活環境型にあっては農業生産基盤の整備を概ね了している地域で農村生活環境の整備を中心に実施）

| 区 分 | 事 業 種 類 |
|--------------|--|
| 1．農業生産基盤整備事業 | (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農地防災事業 (6) 客土事業 (7) 暗渠排水事業 (8) 農用地の改良又は保全事業 |
| 2．農村生活環境整備事業 | (1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 (3) 農業集落排水施設整備事業 (4) 農業集落防災安全施設整備事業 (5) 用地整備事業 (6) 活性化施設整備事業 (7) 集落環境管理施設整備事業 (8) 交流施設基盤整備事業 (9) 情報基盤施設整備事業 (10) 市民農園等整備事業 (11) 生態系保全施設等整備事業 (12) 交換分合事業 (13) むらづくり基盤推進事業 |
| 3．特認事業 | 地方農政局長が特に必要と認める事業 |

[事業体系]



むらづくり基盤型は、整備内容等により「一般型」、「生活環境型」、「広域連携型」から設定する。

[採択要件面積 (基本タイプ)]

| 事業タイプ | 都道府県営 | 市町村営 | 面積のとり方 |
|-------|--------|-----------|---|
| 一般型 | 60ha以上 | 20ha以上 | ・生産基盤整備事業に係る受益面積の合計 ・生産基盤整備事業に係る受益面積 (・生産基盤整備を概ね了していること) ・生産基盤整備事業に係る受益面積の合計 |
| 生産基盤型 | 20ha以上 | 10ha以上 | |
| 生活環境型 | — | — | |
| 広域連携型 | 60ha以上 | (都道府県営のみ) | |

生産基盤型は、ほ場整備10ha以上を含み、むらづくり基盤型は、事業タイプの採択要件面積に準ずるものとする。

[事業主体] 都道府県、市町村

[補助率] 農林水産省・北海道55%、離島60%、奄美70%、沖縄75%

[平成18年度概算決定額] 38,020,000(47,210,000)千円

【担当課：農村振興局地域整備課 中山間整備事業推進室】